島原市工事費内訳書取扱要領

（目的）

１　この要領は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）の趣旨を踏まえ、島原市が発注する建設工事（建設業法第２条第１項に規定する建設工事をいう。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

２ 対象工事は、本市発注の建設工事とする。

（作成方法）

３ 入札に参加しようとする者は、工事案件ごとに積算し工事費内訳書を作成するものとする。

（提出時期）

４ 工事費内訳書は、入札時に入札書に添付して提出しなければならない。ただし、再度入札については、工事費内訳書の提出は不要とする。

（無効）

５　工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札書を無効とする。

（１）　添付されていないとき。

（２）　積算の内訳が記載されていないとき。

（３）　入札者の名称又は商号が記載されていないとき。

（４）　入札者の名称又は商号に誤記があるとき。

（５）　工事名が記載されていないとき。

（６）　工事名に誤記があるとき。ただし、軽微な誤記は有効とする。

（７）　工事費内訳書の総額と入札額が著しく相違しており、当該工事の積算ではないと認められるとき。

（審査）

６ 工事費内訳書の審査は、開札後、落札決定までに行う。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成２７年４月１日以後に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。

この要領は、令和３年１月１日以後に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。